

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 2 年 度 第 4 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

令和2年9月11日（金曜日） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，新関委員，湯川委員

【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，足立道路担当課長，岡田建築審査課長，立石建築相談第二係長，白尾係員，川妻係員

【処分庁】

岡田企画基準係長，中川歴史的建築物保存活用係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，丹羽係員，中舎係員

【参考人】

山本構造審査係長

【傍聴人】

2名

4 議事概要

(1) 議事録の承認等について

ア 令和2年度第3回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

京都市立西院小学校校舎整備工事に係る日影許可

(3) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）

(4) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：山科区4件，左京区1件，東山区1件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）

(5) 事前相談

建築基準法適用除外制度の手続の合理化・迅速化に向けた取組等について

(6) その他

ウィズコロナ社会における建築審査会の会議開催の在り方について

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（4）まで
- ・非公開：上記の議題（5）及び（6）

6 審議内容

(1) 議事録の承認等について

[ア 令和2年度第3回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

(ア) 報告の概要

4月建築審査会で同意した、接道許可（議案番号9001、9002及び9003）、5月建築審査会で同意した、接道許可（議案番号9004）及び7月建築審査会で同意した接道許可（議案番号9005及び9006）について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

今回の会議は、令和2年10月9日（金）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

(2) 同意案件に関する審議

[京都市立西院小学校校舎整備工事に係る日影許可について]

ア 議案の概要

京都市立西院小学校校舎整備工事に係る日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：北側の既存不適格日影を生じさせている校舎はいつ建築されたものか。また、耐震改修は行われているのか。

処分庁：北校舎は昭和45年、48年、51年の3期に分けて建築されており、耐震改修も既に行われている。

委員：今回増築部分と北校舎は、建築基準法上は別棟扱いか。

処分庁：同一棟の増築になるため、北校舎に対して遡及適用が生じるが、エキスパンションジョイントで接続することから、耐震改修済みであれば構造上問題はない。

会長：既存の建築物の情報についても資料に記載してもらったほうが全体像を理解でき、審議がしやすいと思うがどうか。

処分庁：今後、既存建築物の築年代等の情報については資料に明記するようにする。

委員：工事中はグラウンドに仮設校舎を建設するのか。

処分庁：仮設校舎を建設して増築工事を進めていく。別途仮設許可の手続が行われている。

委員：アリーナに至るスロープが長いように思うが、それほど高低差があるのか。

処分庁：体育館の床の標準的な仕様でもあるが、今回計画地は水害時に浸水の被害が想定される地域であり、避難所となること等を考慮し、床の高さを上げているため、やむを得ずバリアフリーのスロープが長い形状になっている。

委員：周辺住民や隣接する神社に対して、計画の説明はされているか。

処分庁：計画の説明は既に行っており、いただいた要望についても対応を行っている。

(3) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）について]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：西側の位置指定道路と、東側の開発道路が当該通路に綺麗な形でつながっているが、同時期に整備されたのか。

処分庁：経過を調査した結果、位置指定道路については昭和60年に築造されており、それに続いて昭和62年に東側の接続先の道路から、この位置指定道路に接続する開発道路を整備する開発許可を受けられた経過がある。その際におそらくこの通路が築造されたと思われるが、何らかの理由により、完了公告に至らなかったため、開発道路としては成立していない。その後、平成18年に東側の接続先道路から延長35メートルまでの範囲は再度開発許可を受け、開発道路として成立したが、結果的に当該通路のみ無指定で残された状態となっている。

(4) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：山科区4件、左京区1件、東山区1件）]

(ア) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

(ウ) 質疑等：なし

[イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）]

(ア) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

(5) 事前相談

[建築基準法適用除外制度の手続の合理化・迅速化に向けた取組等について]

建築基準法適用除外制度の手続の合理化・迅速化に向けた取組等について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

(6) その他

[ウィズコロナ社会における建築審査会の会議開催の在り方について]

ウィズコロナ社会における建築審査会の会議開催の在り方について、事務局から資料の提示及び説明を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄